

令和4年11月号

令和4年 就労条件総合調査

厚生労働省は、令和4年「就労条件総合調査」の結果を取りまとめました。

「就労条件総合調査」とは、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的として実施されています。

令和4年1月1日現在の状況について、常用労働者30人以上の民間企業、全国6,387社を対象に行われました。

◇年次有給休暇の取得状況（令和3年又は令和2会計年度）

年間の年次有給休暇の労働者1人平均付与日数 17.6日（前年調査 17.9日）
 うち、平均取得日数 10.3日（同 10.1日）
 平均取得率 58.3%（同 56.6%）（昭和59年以降過去最高）

◇変形労働時間制

- 変形労働時間制を採用している企業割合は 64.0%（令和3年調査 59.6%）
- 企業規模別にみると、「1,000人以上」が 77.9%、「300～999人」が 69.7%、「100～299人」が 66.1%、「30～99人」が 62.4%
- 変形労働時間制の種類（複数回答）別にみると、「1年単位の変形労働時間制」が 34.3%、「1か月単位の変形労働時間制」が 26.6%、「フレックスタイム制」が 8.2%

◇定年制の状況

- 一律定年制を定めている企業のうち、
- 定年年齢を「65歳以上」とする企業割合 24.5%（平成29年調査 17.8%）（平成17年以降過去最高）
- 勤務延長制度があり、最高雇用年齢を「66歳以上」とする企業割合 31.7%（同 16.9%）
- 再雇用制度があり、最高雇用年齢を「66歳以上」とする企業割合 22.0%（同 9.8%）
 （平成17年以降過去最高）

◇1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率

- 時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、
- 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は 30.0%
 （令和3年調査 32.5%）
- このうち時間外労働の割増賃金率を「25～49%」とする企業割合は 44.7%（同 42.5%）
 「50%以上」とする企業割合は 54.0%（同 56.7%）
- 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合を中小企業該当区分別にみると、「中小企業」が 26.5%、「中小企業以外」が 49.3%

－ 厚生労働省 令和4年就労条件総合調査の概況より抜粋 －

☆ 2023年4月1日より、中小企業においても、月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%となります。

☆ これから年末が近づき、忙しい季節になりますが、体調に気を付けながら、職員みんなで力を合わせて業務に取り組んでいきたいと思っております。

鉛筆子

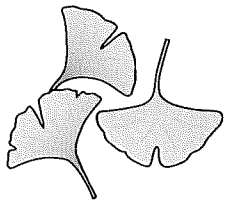
長時間労働 岐阜県内の監督指導結果

岐阜労働局は、令和3年度において長時間労働が疑われる事業場に対して、県内の7つの労働基準監督署が実施した監督指導の結果を取りまとめ、公表しました。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。対象となった730事業場のうち、243事業場（33.3%）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導が行われました。

【令和3年4月から令和4年3月までの監督指導結果のポイント】

- 監督指導の実施事業場：730事業場
- 主な違反内容（①のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場）
 - ア 違法な時間外労働があったもの：243事業場（33.3%）
 うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの：88事業場（36.2%）
 うち、月100時間を超えるもの：47事業場（19.3%）
 うち、月150時間を超えるもの：11事業場（4.5%）
 うち、月200時間を超えるもの：2事業場（0.8%）
 - イ 賃金不払残業があったもの：52事業場（7.1%）
 - ウ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：124事業場（16.9%）
- 主な健康障害防止に係る指導の状況（①のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場）
 - ア 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：273事業場（37.3%）
 - イ 労働時間の把握が不適正なため指導したもの：99事業場（13.5%）



10月より雇用保険料率が変わっています

ラコン通信9月号でもお知らせしましたが、令和4年度の雇用保険料率は、年度の途中である10月1日から、労働者負担・事業主負担ともに変更となっています。ご確認ください。

【令和4年度の雇用保険料率（下線は変更部分）】

○令和4年10月1日～令和5年3月31日

事業の種類	負担者	②事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		①労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率		雇用保険二事業 の保険料率
一般の事業		<u>5/1,000</u>	<u>8.5/1,000</u>	3.5/1,000	<u>13.5/1,000</u>
(9月30日まで)		3/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業		<u>6/1,000</u>	<u>9.5/1,000</u>	3.5/1,000	<u>15.5/1,000</u>
(9月30日まで)		4/1,000	7.5/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
建設の事業		<u>6/1,000</u>	<u>10.5/1,000</u>	4.5/1,000	<u>16.5/1,000</u>
(9月30日まで)		4/1,000	8.5/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000

（枠内の下段は令和4年4月1日～9月30日の雇用保険料率）